

奈良県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社アミラ	社会福祉法人協同福祉会	社会福祉法人協同福祉会	医療法人社団ハートランド	社会福祉法人協同福祉会	株式会社ラポール	指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
五條市田園四一	大和郡山市宮堂町字青木一六〇一七	大和郡山市宮堂町字青木一六〇一七	奈良市学園北一一三一一〇	大和郡山市宮堂町字青木一六〇一七	大和郡山市馬司町六三〇一	訪問看護ステーションIrie	大和郡山市馬司町六三〇一	大和郡山市馬司町六三〇一	平成三十年二月一日	
訪問看護ステーション	あすなら苑訪問看護ステーション	あすならホーム畝傍訪問看護ステーション	ハローケア訪問看護ステーション大和郡山	あすならホーム櫛本訪問看護ステーション	訪問看護ステーションIrie	訪問看護ステーションIrie	大和郡山市馬司町六三〇一	天理市櫛本町三〇二二一一	平成三十年三月一日	
大和高田市大字	大和郡山市宮堂町字青木一六〇一七	橿原市大久保町二八七一一	大和郡山市美濃庄町七三三一一	大和郡山市美濃庄町七三三一一	大和郡山市馬司町六三〇一	訪問看護ステーションIrie	大和郡山市馬司町六三〇一	天理市櫛本町三〇二二一一	平成三十年三月一日	
平成三十年	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	平成三十年三月一日	平成三十年二月一日	平成三十年二月一日	平成三十年二月一日	平成三十年三月一日	平成三十年三月一日	

イズ

一四一  
二

シヨ  
ンラ  
シク  
ル  
葛城

大中九  
九一  
二  
高田  
吉田  
ビル  
三  
階

五月  
一日